

葛飾区重度障害者等グループホーム運営費等補助要綱

令和8年3月16日

7葛福障第1067号

区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区内（以下「区内」という。）に設置するグループホーム（以下「グループホーム」という。）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を実施する法人に対し、運営費及び設備改修費の一部を予算の範囲内で補助することにより、共同生活援助に係る支援体制の安定化を図り、第3条第1項に規定する重度障害者の住まいの場の整備を進め、もって当該重度障害者の地域での自立生活の促進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 葛飾区民 葛飾区（以下「区」という。）が障害者総合支援法第19条の規定により支給決定した者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第1項、第2項又は第3項の規定により援護する者及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第1項、第2項又は第3項の規定により更生援護する者をいう。
- (2) 障害支援区分 障害者が支援を必要とする標準的な度合いを明らかにするため、葛飾区障害福祉サービス給付認定審査会における審査及び判定に基づき区が認定した区分をいう。
- (3) 医療的ケア者 障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア（令和3年3月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の取扱い等について」）別紙1に掲げる医療的ケア14項目のいずれか又は複数に該当する者をいう。
- (4) 強度行動障害者 強度行動障害判定基準表（平成27年4月14日付け障発0414第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する行動関連項目に該当し、行動関連項目スコアが10点以上の者をいう。
- (5) 重度障害者支援加算 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス

に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日付け厚生労働省告示第 523 号）第 15 条 1 の 6 に規定する加算をいう。

（補助対象法人）

第 3 条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するグループホームにおいて共同生活援助を実施する法人（以下「補助対象法人」という。）を対象とする。

（1）葛飾区民であり、かつ、次のいずれかに該当する者（以下「重度障害者」という。）を受け入れているグループホームに係る事業所（以下「事業所」という。）において、重度障害者 4 人に対して世話人 1 人以上を配置していること。

ア 障害支援区分 4 以上の障害者

イ 医療的ケア者

ウ 強度行動障害者

（2）第 5 条の規定により申請をする日の属する年度の 4 月 1 日（以下「基準日」という。）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日付け厚生労働省告示第 523 号）第 15 条 1 の 4 に規定する福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかが事業所において加算されていること。

（3）基準日において、入居者のうち葛飾区民が 3 割以上であり、かつ、葛飾区民を優先して入居させていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる法人は、補助対象としない。

（1）障害者総合支援法第 5 条に規定する障害福祉サービス事業において、過去に区又は東京都が実施した指導監査等において指定取消し等の事由に該当する重大な指摘を受け、改善がみられない法人

（2）暴力団（葛飾区暴力団排除条例（平成 24 年葛飾区条例第 19 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）

（3）法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団関係者（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者である法人

（補助対象経費及び補助額）

第 4 条 補助対象経費及び補助額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内において交付する。

2 別表に定める運営費補助の補助額については、障害者グループホーム体制強化支援事業補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 1 日 5 福祉障地 1011 号）（以下「都補助」という。）が改定された場合、改定することとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、都補助又は国、東京都等から補助金と同様の助成を受けるグループホームについては、補助対象としない。

(交付申請)

第5条 補助金を受けようとする補助対象法人は、葛飾区長（以下「区長」という。）が指定する期日までに葛飾区重度障害者等グループホーム運営費等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 葛飾区重度障害者等グループホーム運営費等補助金調書（第1号様式別紙1）
- (2) 補助金額算定内訳（第1号様式別紙2）
- (3) 利用者リスト（第1号様式別紙3）
- (4) 設備改修をする場合にあっては、設備改修に係る見積書又は支払を証明する資料の写し
- (5) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 区長は、前条の規定による申請書の提出があったときは当該申請書の内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは葛飾区重度障害者等グループホーム運営費等補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めたときは葛飾区重度障害者等グループホーム運営費等補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該提出をした補助対象法人に通知しなければならない。

(変更申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象法人（以下「交付決定法人」という。）は、当該決定を受けた後に補助金の交付額が変更となる事情が生じたときは、区長が指定する期日までに葛飾区重度障害者等グループホーム運営費等補助金交付決定変更申請書（第1号の2様式）に次に掲げる書類のうち必要な書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 葛飾区重度障害者等グループホーム運営費等補助金変更調書（第1号の2様式別紙1）
- (2) 補助金額算定変更内訳（第1号の2様式別紙2）
- (3) 利用者変更リスト（第1号の2様式別紙3）
- (4) 設備改修をする場合にあっては、設備改修に係る見積書又は支払を証明する資料の写し
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、当該変更申請書の内容を審査し、変更することを適当と認めるときは葛飾区重度障害者等グループホーム運営費等補助金交付決定変更通知書（第2号の2様式）により、不適当と認めるときは葛飾区重度障害者等グループホーム運営費等補助金交付決定変更不交付決定通知書（第3号の2様式）により当該提出をした補助対象法人に対し通知しなければならない。

（補助金の請求）

第8条 交付決定法人は、補助金を請求するときは、葛飾区重度障害者等グループホーム運営費等補助金請求書（第4号様式）により区長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 区長は、前条の規定による請求があったときは、請求金額を交付決定法人に支払うものとする。

（報告書等の提出）

第10条 前条の規定により補助金の交付を受けた交付決定法人（以下「補助金交付法人」という。）は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月末日までに、当該補助金に関する実績報告として葛飾区重度障害者等グループホーム運営費等補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- （1）葛飾区重度障害者等グループホーム運営費等補助金実績調書（第5号様式別紙1）
- （2）補助金額実績内訳（第5号様式別紙2）
- （3）利用者実績リスト（第5号様式別紙3）
- （4）設備改修を行った場合にあつては、設備改修に係る領収書又は支払を証明する資料の写し
- （5）その他区長が必要と認める書類

（補助額の確定等）

第11条 区長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査して補助金交付法人の補助金の額を確定し、葛飾区重度障害者等グループホーム運営費補助金確定通知書（第6号様式）により当該補助金交付法人に対し通知する。

2 区長は、既に交付した補助金の額が前項の規定により確定した補助金の額を超えるときは、既に交付した補助金の額から前項の規定により確定した補助金

の額を控除して得た額（以下「返還額」という。）を算出して、当該補助金交付法人に対し、その返還を命じなければならない。

（補助金の精算）

第 12 条 補助金交付法人は、前条第 2 項の規定により返還を命じられたときは、返還額を補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から 50 日以内に区長に返納しなければならない。

（関係書類の整理保管）

第 13 条 交付決定法人は、補助対象経費に係る予算及び決算を明らかにした帳簿その他の関係書類を作成し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度終了後 5 年間整理保管しなければならない。

（検査）

第 14 条 交付決定法人は、区長が事業所の運営、経理等について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

- 2 区長は、前項の報告の求めをするときは、葛飾区重度障害者等グループホーム運営費等補助金報告要求書（第 7 号様式）により、交付決定法人に通知するものとする。
- 3 区長は、必要に応じて現地調査をすることができる。

（決定の取消し）

第 15 条 区長は、交付決定法人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）障害者総合支援法、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
 - （2）区又は東京都が実施する指導検査における文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないとき又は改善の見込みがないとき。
 - （3）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - （4）補助金の交付の決定について取消しの申出があったとき。
 - （5）この要綱又は葛飾区補助金等交付規則（昭和 40 年葛飾区規則第 55 号）に違反したとき。
 - （6）その他区長が補助金を交付することが適当でないとき。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、葛飾区重度障害者等グループホーム運営費等補助金決定取消通知書（第 8 号様式）により当該交付決定法人又は補助金交付法人に通知する。
 - 3 区長は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金

交付法人に対して、既に交付している補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

- 4 区長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させることを決定したときは、葛飾区重度障害者等グループホーム運営費等補助金返還通知書（第9号様式）により補助金交付法人に対して通知し、補助金を返還させなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則の定めるところによるものとし、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助名	補助対象経費	補助額
運営費補助	事業所に所属する職員の人件費	重度障害者のうち、第4条第3項に規定するグループホームに所属していない者（以下「補助算出対象利用者」という。）の各月初日の数に、26,950円（月額）を乗じて得た額とする。
設備改修費補助	補助算出対象利用者を受け入れるために行う次に掲げる設備改修に要する経費 (1) 廊下、階段、浴室等への手すりの取付け (2) 段差解消のためのスロープ設置等 (3) 緩衝材、滑り防止等の床材変更等 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他障害特性に合った設備改修	1の設備改修につき、申請日の属する年度に要した実支出額の合計額と200,000円とを比較して低い方の額とする（ただし、原則として1事業所につき年間200,000円を上限とする）。